

福岡県自転車条例が改正されました。

主な改正内容

●自転車保険への **加入義務化(令和2年10月1日施行)**

対象者

- 自転車を利用する人(子供が利用する場合はその保護者)
- 従業員に自転車を利用させる事業者
- 自転車貸付業者

※事業者・学校は、通勤・通学者に自転車を利用する人の保険加入を確認しましょう。

- 事故の際の **負傷者の救護・警察への報告**
- 高齢者** のヘルメット着用の **努力義務化**



福岡県飲酒運転撲滅条例が改正されました。

主な改正内容

●県民の飲酒運転通報義務の強化

飲酒運転を見かけたときの **110番通報の義務化**

●飲酒運転撲滅スローガンの変更

「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、
そして見逃さない」

●イベント主催者に対する責務の新設

飲酒を伴うイベント主催者に対する
啓発文書掲示・防止措置努力義務化

●アルコール依存症受診・治療への誘導の強化

飲酒運転者のうち基準値未満のため「警告」にとどまった者に対する
行政指導の新設



撮影協力: 祐誠高等学校

秋の交通安全県民運動

運動期間 令和2年9月21日(月)~9月30日(水)



9月30日は交通事故死 **ゼロ** を目指す日です!

子供を始めとする歩行者の安全と
自転車の安全利用の確保

高齢運転者等の
安全運転の励行

夕暮れ時と夜間の
交通事故防止

飲酒運転等の
危険運転の防止



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)



秋の交通安全県民運動 実施要綱

令和2年
9月21日(月)~
9月30日(水)

ただいまの笑顔で今日も会えますように
福岡県
交通事故死ゼロを目指す日
令和2年9月30日(水)

重点 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

運転者・歩行者は

- 道路横断の方法や安全確認等正しい交通ルール・マナーを実践しましょう。
- 横断歩道に横断者がいるときは、一時停止して横断者を優先させましょう。
- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 自転車保険に加入しましょう。

家庭・地域・職場では

- 子供と高齢者に対する交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。
- 交通安全マップ等により交通危険箇所を把握しましょう。
- 自転車保険の加入状況について確認しましょう。

実施機関・団体では

- 横断歩道マナーアップ運動を積極的に推進しましょう。
- 自転車保険への加入促進等に関する広報啓発活動を推進しましょう。



- ### 自転車安全利用五則
- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ②車道は左側を通行
 - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④安全ルールを守る
 - ⑤子どもはヘルメットを着用

重点 高齢運転者等の安全運転の励行

運転者・歩行者は

- 加齢に伴う身体機能の変化に応じて、体調や天候、道路状況等を考えた安全運転に努めましょう。
- 運転中に携帯電話を使用する等の「ながら運転」はやめましょう。
- 車に乗る全ての人がシートベルトを正しく着用しましょう。
- チャイルドシートは、子供の体格に合ったものを使用し、正しく取り付けましょう。

家庭・地域・職場では

- 自家用車から公共交通機関等への移動手段の変更等について話し合いましょう。
- シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性について話し合いましょう。
- セーフティ・サポートカーの導入を検討しましょう。

実施機関・団体では

- セーフティ・サポートカーなどの普及を促進しましょう。
- 安全運転相談窓口の周知を図りましょう。



重点 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

運転者・歩行者は

- 夕暮れ時・夜間に外出するときは、反射材用品や明るい服装を着用しましょう。
- 運転者は、早めにライトを点灯し、ハイビームを効果的に活用しましょう。
- 自転車は、早めにライトを点灯し、反射材用品等を装着しましょう。

家庭・地域・職場では

- 反射材用品等の視認効果や使用方法について、確認しましょう。
- 従業員に対して夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起をしましょう。
- 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。

実施機関・団体では

- 反射材用品の装着やライト点灯を促進する広報啓発活動を推進しましょう。
- 街頭での交通安全指導、保護誘導活動を推進しましょう。



重点 飲酒運転等の危険運転の防止

運転者・歩行者は

- 飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。
- 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。
- 「飲酒運転かな?」と思ったら、迷わず110番通報しましょう。

家庭・地域・職場では

- 車を運転することを知りながら酒を勧めること、酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することは犯罪です。お互いに注意し合いましょう。
- ドライブレコーダーの設置を検討しましょう。

実施機関・団体では

- 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。
- 妨害運転を受けた場合の対処方法に関する広報啓発活動を推進しましょう。

